明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一〇）　一

○産業技術力強化法施行規則を廃止する省令（同一一）　二

〔告　示〕

○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府二〇）　二

○日本国に帰化を許可する件（法務二〇）　三

○登録文化財の名称を変更する件（文部科学一八）　四

○美容業に関する標準営業約款の一部を変更認可した件（厚生労働三一）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三〇七）　六

○保安林の指定をする件（同三〇八～三一五）　七

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の登録の更新を行った件（経済産業三〇）　八

○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一、二）　一〇

○少数生産車の型式を承認した件（同三～七）　一〇

○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同八、九）　一〇

○道路に関する件（関東地方整備局一六、一七）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔公　告〕　一一

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一一

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二六

会社その他

省令

経済産業省令第十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（特許料軽減申請書の様式） 第三条　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令第二百十二号。以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第三により作成しなければならない。
［削る］	（審査請求料軽減申請書の様式） 第四条　令第四条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第四により作成しなければならない。
［削る］	（特許料軽減申請書等の添付書面の省略） 第五条　令第三条第一項又は第四条第一項の申請書（以下「特許料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した令第三条第一項に規定する申請に係る特許発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明であることを証する書面及び認定計画の写し並びに令第四条第一項に規定する申請に係る